

平成24年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

**民事訴訟法**

[問1]

Yは事務用機器の販売を営むXから、複写機等の事務機器一式を400万円で買受け、代金もすでに全額支払ったはずだと思っていた。ところが、Xは、売買代金の支払期日を過ぎてもYによる代金の支払がないとして、代金の支払を再三にわたり催促してきた。そこで、YはXに対し400万円の事務機器一式についての売買代金債務の不存在確認を求める訴えを提起した。

Yの訴えを受けたXは、本件にいう事務機器一式の売買代金の支払を求める訴訟を提起しなければ争いは解決しないと考えるに至ったが、この訴えを（1）Xの債務不存在確認の訴えに対する反訴として提起しようか、あるいは、（2）Xの住所地を管轄する地方裁判所に別訴として提起しようか、決めかねている。

これらの場合において、XのYに対する事務機器一式の売買代金の支払を求める訴えは、どのように扱われるべきか。（1）Yの訴えに対する反訴として提起される場合と、（2）Yの訴えとは別に別訴として提起される場合のそれぞれにつき論じなさい。

[問2]

民事訴訟法2条が適用されうる場合をいくつか挙げたうえで、そこでの問題の処理を民訴法2条の適用により行うことの当否を論じなさい。